

平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号

総務省所管補助金等交付規則

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第五条、第七條、第九條第一項、第十二條及び第十四條並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第三条及び第十四條第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、総務省所管補助金等交付規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 総務省の所管に係る補助金等の交付に關しては、他の法令に特別の定めのあるものほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において「補助金等」とは、「補助事業等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する補助金等又は補助事業等をいう。

（申請書の記載事項等）

第三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項第五号及び第二項第六号の各省各庁の長が定める事項、同条第三項の規定により各省各庁の長の定めるところにより省略することのできる事項及び添付書類並びに法第五条の各省各庁の長の定める時期は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、総務大臣が別に定めるところによるものとする。

（交付の条件）

第四条 総務大臣は、法第七条第一項に規定する条件のほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付するものとする。

2 法第七条第一項第一号及び第三号の輕微な変更は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、総務大臣が別に定めるところによるものとする。

（申請の取下げの期日）

第五条 法第九条第一項の各省各庁の長の定める期日は、総務大臣が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から起算して二十日を経過した日とする。

（状況報告）

第六条 法第十二条の規定による報告は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、総務大臣が別に定めるところによるものとする。

（実績報告）

第七条 法第十四條前段の規定による報告は、総務大臣が別に定める場合を除き、補助事業等の完了の日（補助事業等の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して一箇月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する年度の会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い日までに、同条後段の規定による報告は、補助金等の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の四月三十日までに、別に定める様式による実績報告書に別に定める書類を添え、これを総務大臣に提出して定めるものとする。

（処分の制限を受ける期間）

第八条 令第十四條第一項第二号の各省各庁の長が定める期間は、別表に掲げるとおりとする。

附則

1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 郵政省所管補助金等交付規則（昭和六十二年郵政省令第二十七号）は、廃止する。

3 この省令の施行前に交付決定された補助金等については、この省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

（平成一四年三月二日総務省令第三七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十三年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則

（平成一五年三月一八日総務省令第三七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十四年度に取得した財産からこれを適用し、平成十四年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則

（平成一六年三月三二日総務省令第七一七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十四年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月二五日総務省令第三九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十六年度に取得した財産からこれを適用し、平成十六年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則

（平成一八年三月三一日総務省令第五五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十七年度に取得した財産からこれを適用し、平成十七年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。ただし、「特定周波数対策交付金」については、平成十六年度に取得した財産からこれを適用する。

附則

（平成一九年三月二六日総務省令第二九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十八年度に取得した財産からこれを適用し、平成十八年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則

（平成二〇年三月二八日総務省令第三六号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十九年度に取得した財産からこれを適用し、平成十九年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。ただし、「市町村合併体制整備費補助金」については、平成二十年度から取得した財産からこれを適用する。

附則

（平成二二年二月九日総務省令第九号）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十年度以降の年度分の補助金等に係る財産及び平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産（当該補助金等の交付の決定をしたとき、処分制限期間が定められていたものであって、この省令の施行の日において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第

二十二条の規定に基づく目的に反する使用、譲渡、交換又は貸付の承認を受けていないものに限る。）に適用する。この場合において、当該財産に係る補助金等が廃止されている場合にあつては、当該補助金等を別表の補助金等の名称の欄に掲げる補助金等とみなし、平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産に係るこの省令の施行前の処分制限期間が当該財産に係るこの省令の施行後の処分制限期間よりも短いものについては、なお従前の例による。

附則

（平成二二年三月二三日総務省令第二二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十一年度以前に取得した財産からこれを適用し、平成二十年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。ただし、「情報通信利用促進支援事業費補助金」及び「情報通信技術開発支援事業費補助金」については、平成二十年度から取得した財産からこれを適用する。

附則

（平成二二年四月三〇日総務省令第六〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十二年に取得した財産からこれを適用する。

附則

（平成二三年三月三〇日総務省令第二二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十二年に取得した財産からこれを適用する。

附則

（平成二三年四月二二日総務省令第三九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年に取得した財産からこれを適用する。

附則

（平成二三年五月二一日総務省令第四七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年に取得した財産からこれを適用し、平成二十二年以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年二月二日総務省令第一五四号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（平成二十四年三月二七日総務省令第一八号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（平成二十四年四月一八日総務省令第四三号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十三年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年二月二日総務省令第一〇一号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（平成二十四年二月二日総務省令第一〇四号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（平成二十五年三月一日総務省令第二二号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（平成二十五年六月一四日総務省令第六八号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十五年年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十四年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年一月二九日総務省令第九九号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年二月九日総務省令第九二号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十六年年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十五年年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年三月六日総務省令第一一号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十六年年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（平成二十七年四月一七日総務省令第四八号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（平成二十七年十月一三日総務省令第八八号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十六年年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年二月三日総務省令第六号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（平成二十八年八月五日総務省令第七九号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月二二日総務省令第六二号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和二年年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（令和三年三月二三日総務省令第二七号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和三年年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（令和三年四月一四日総務省令第四五号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和三年年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（令和四年二月二八日総務省令第八号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和四年年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（令和五年三月一六日総務省令第一五号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和五年年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（令和六年六月二八日総務省令第六九号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和六年年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（令和六年三月二九日総務省令第三〇号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和六年年度に取得した財産からこれを適用する。

附則（令和三年四月一四日総務省令第四五号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

別表（第八条関係）		補助金等の名称等	区分を制限する財産の名称	区分
種類	備設	施設	財産の名称、構造等	制限期間（年）
過疎地域等自立活性化推進交付金			鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五十
地域経済循環創造事業交付金			事務所用又は美術館用のもの及び	
過疎地域持続的発展支援交付金				
選挙人名簿システム改修費補助金				

金属造のもの （骨格材 の肉厚が三 ミリメートル 以下のも のに限る。）	事務所用の もの及び左 記以外のもの	店舗用、住 宅用、寄宿 舎用、宿泊 用又は体育 館用又は舞 踏場用のも の	送受信所用、 車庫用又は 格納庫用のも の	旅館用、ホ テル用又は 病院用のも の	公衆浴場用 のもの	工場（作業 場を含む。） 用又は倉庫 用	木造又は合 成樹脂造の もの	事務所用又 は美術館用 のもの及び 左記以外の もの
二十	二十	十九	十九	十七	十五	十七	二十	四

店舗用、寄 宿用、寄宿 舎用、学校 用又は体育 館用	飲食店用、 貸席用、劇 場用、演奏 場用、映画 館用又は舞 踏場用のも の	送受信所用、 車庫用又は 格納庫用のも の	旅館用、ホ テル用又は 病院用のも の	公衆浴場用 のもの	工場（作業 場を含む。） 用又は倉庫 用	木骨モルタ ル造のもの 事務所用又 は美術館用 のもの及び 左記以外の もの	店舗用、住 宅用、寄宿 舎用、宿泊 用又は体育 館用	飲食店用、 貸席用、劇 場用、演奏 場用、映画 館用又は舞 踏場用
二十	二十	十七	十七	十二	十五	二十	二十	十九

備設属附物建		踏場用のも の	送受信所用、 車庫用又は 格納庫用のも の	旅館用、ホ テル用又は 病院用のも の	公衆浴場用 のもの	工場（作業 場を含む。） 用又は倉庫 用	簡易建物 木製主要柱 が十センチ メートル角 以下のもの で、土居ぶ き、杉皮ぶ き、ルーフ キングぶき 又はトタン ぶきのもの 掘立造のも の及び仮設 のもの	電気設備 （照明設備を 含む。）	蓄電池電源 設備 その他のも の	給排水又は 衛生設備及 びガス設備	冷房、暖房、 通風又はボ イラー設備
		十五	十五	十五	十一	十四	十	七	六	十五	

冷暖房設備 （冷凍機の出 力が二十二 キロワット 以下のもの） その他のもの	昇降機設備 エレベータ エスカレー ター	消火、排煙 又は災害報 知設備及び 格納式避難 設備	エヤーカー テン又はド アー自動開 閉設備	アーケード 又は日よけ 設備	主として金 属製のもの その他のもの	店用簡易装 備	可動間仕切 り 簡易なもの その他のもの	前掲のもの 以外のもの 及び前掲の 区分によら ないもの 主として金 属製のもの その他のもの
十三	十七	八	十二	十五	八	三	十五	十八

